

◆児童福祉と少子化対策

少子化社会を迎え、核家族化の進行、女性の社会進出など、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しております。

更に、交通事故や犯罪被害などの未然防止、放課後対策など日常生活での子どもの安全確保が必要であります。

母子保健事業に関しては、乳幼児の健全な発育を支援するため、各月齢期における健康診査などの事業を継続して実施するほか、昨年度から乳幼児死亡率が高いとされる細菌性髄膜炎の予防対策として、H i b ワクチン・肺炎球菌ワクチン接種の費用の全額を助成いたしておりますので、本年度も引き続き実施することといたしました。

また、母体や胎児の健康確保を図るうえで、妊婦健康診査の重要性が高まっており、少子化対策の一環として、妊娠中の健診費用の負担軽減を図るため、引き続き、妊婦健康診査受診率向上と負担軽減に要する経費の予算を計上いたしております。

これまで道費補助対象外として自己負担のあった4歳～小学校就学前の幼児の医療費を町の単独費用により助成対象に拡大することとし、新たに経費を計上いたしました。

これにより、0歳～小学校就学前の乳幼児の保護者の医療費負担は、初診時一部負担金のみとなります。

幼児の虫歯予防は、健康づくりに重要となります。虫歯を予防するため、フッ素塗布と新たに町内3保育所の4、5歳児のフッ化物洗口を実施することといたしました。

また、みなみ保育所の0歳児、1歳児の保育室の床の改修工事を行い、保育環境の改善を図ることといたしました。